

# 長期相続登記等未了土地解消作業に基づく 法定相続人情報を出力した書面の提供依頼書

※太枠内の記載をお願いします。

「長期間相続登記等がされていないことの通知」の写しを添付した場合は「\*」の記載は不要です。

依頼年月日	令和 年 月 日
依頼人の表示	住所 氏名 連絡先 — — 現在の所有権の登記名義人との続柄 ( )
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 — — 依頼人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理
提供方法	<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送(※) <small>※郵送の場合、送付先は依頼人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。</small>
不動産番号及び 不動産所在事項*	不動産番号 所在
現在の所有権の 登記名義人*	住所 氏名
法定相続人情報の 作成番号*	
(注意事項) この依頼に基づき提供する法定相続人情報を出力した書面は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づいて作成されたものであり、相続登記等の不動産登記の申請に利用していただくことを想定したものです。	

※依頼人に係る本人確認書類		
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書
<input type="checkbox"/> その他 ( )		
※代理人に係る本人確認書類		
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書
<input type="checkbox"/> その他 ( )		
※代理人の権限を証する書面		
<input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 後見登記等ファイルの登記事項証明書	
<input type="checkbox"/> 不在者財産管理人・相続財産管理人の選任に係る審判書		
<input type="checkbox"/> 委任状	<input type="checkbox"/> 資格者代理人団体所定の身分証明書	
<input type="checkbox"/> 各士業法の規定を根拠に設立される法人の登記事項証明書		
<input type="checkbox"/> その他 ( )		

受領	確認	提供

令和 年 月 日

## 委 任 状

受任者（窓口に来庁される方）

住所

氏名

私は、下記の法定相続人情報を出力した書面の提供依頼に関する一切の権限を上記の者に委任します。

### 記

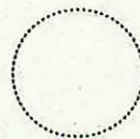
現在の所有権の登記名義人（氏名）

法定相続人情報の作成番号

委任者（法定相続人本人）

住所

氏名



(法定相続人本人が署名した場合には、押印は原則不要です。)

- 注1) 依頼人は、法定相続人情報に記載された法定相続人に限られます。
- 注2) 法定相続人本人の住所・氏名を確認するため、法定相続人の本人確認情報（運転免許証、個人番号カード、運転経歴証明書など）の写しを添付願います。
- 注3) 窓口で受任者本人の本人確認情報の提示をお願いします。
- 注4) 法務局から送付された「長期間相続登記等がされていないことの通知（お知らせ）」をお持ちの方は、ご持参ください。

法定相続人情報を出力した書面の提供依頼用  
(第三者が法定相続人本人から委任を受けて提供依頼する場合)

## 【 記 載 例 】

令和〇年〇〇月〇〇日

### 委 任 状

受任者 (窓口に来庁される方)

住所 福岡市中央区舞鶴三丁目5-25

氏名 法務 太郎

私は、下記の法定相続人情報を出力した書面の提供依頼に関する一切の権限を上記の者に委任します。

#### 記

現在の所有権の登記名義人 (氏名)

〇 〇 〇 〇

法定相続人情報の作成番号

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

委任者 (法定相続人本人)

住所 東京都千代田区霞が関1-1-1

氏名 法務 花子



(法定相続人本人が署名した場合には、押印は原則不要です。)

注1) 依頼人は、法定相続人情報に記載された法定相続人に限られます。

注2) 法定相続人本人の住所・氏名を確認するため、法定相続人の本人確認情報 (運転免許証、個人番号カード、運転経歴証明書など) の写しを添付願います。

注3) 窓口で受任者本人の本人確認情報の提示をお願いします。

注4) 法務局から送付された「長期間相続登記等がされていないことの通知 (お知らせ)」をお持ちの方は、ご持参ください。